

令和7年 下呂市農業委員会第1回総会議事録

開催日時	令和7年1月6日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 15 番 中島 尊治 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推）	
欠席委員	14 番 鎌倉 誠也 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 26 番 杉山 裕（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事1 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事2 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事3 号 農業委員会委員の辞任について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第1回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿 委員 15 番 中島 尊治 委員 をお願いいたします。	
会 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	
会 長	農地法第3条申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が 1 件、有償による所有権移転が 4 件提出されています。 番号 1 については農振農用地です。 譲渡人は高齢化に伴い管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号 2 については農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢化に伴い管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号 3 については農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢化に伴い管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号 4 については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号 5 については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第 3 条申請について審議をお願い致します。
3番	1 番について説明します。場所は国道41号からトンネルをくぐって***へ向かう途中の場所です。譲受人は現在も農地管理しており、譲渡人は高齢で管理できないため、問題ありません。
4番	2 番について説明します。場所は***の山側です。譲受人の家の前の土地で問題ありません。
9番	3 番について説明します。場所は萩原町花池の***から北へ約 2 0 0 m の場所です。先月 5 条申請して分筆した土地の残りの部分です。現在も農地で、耕作したいとのことで問題ありません。
15番	4 番について説明します。場所は御厩野の***付近です。譲受人の住宅の近隣の土地ですので問題ありません。
21番	5 番について説明します。場所は***の近くです。譲渡人は遠方に居住しており管理ができず、譲受人は申請地の近隣に居住しており耕作するということで、問題ありません。

会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請5件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、店舗等施設への転用が1件、面積については田493㎡、畑102㎡です。 番号1については、申請地を借り受け、米販売業の駐車場及び倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
4 番	1 番について説明します。場所は41号線付近宮田と大ヶ洞の間です。場所的にも問題ありません。
15番	2 番について説明します。場所は宮地の***を北へ向かった所です。譲受人は住宅を購入され、一般住宅用地の一部として利用したいとの申請であり、周辺の状況を見ても、問題ないと思われます。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします

会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第3号 別紙のとおり農業委員会委員の辞任についての諮問書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農業委員会委員の辞任について説明させていただきます。 委員番号14番 鎌倉誠也委員より令和6年12月23日に辞任届の提出がありました。辞任の日付は12月31日付けで、辞任理由は病気のため、療養に専念するため。とのこと。何度か本人とお話をしましたが、入退院を繰り返しており、今後の活動はできないと思われます。 なお、辞任が正式に決定した際ですが、委員の残りの任期が令和7年9月30日までですので、委員の補充は行わないこととしたいと思います。また、宮地地区の申請時の現地の確認等については、中島尊治委員にお願いしたいと思います。 以上、議案第3号農業委員の辞任について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農業委員会委員の辞任について、同意する方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	同意するものと認め、答申いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
19番	農地パトロールをする際に農地として判断する基準は何かありますか
事務局	具体的な手引き等はありませんが、現地の状態や管理具合が重要です。果樹ではないヒノキや杉などの木は農地ではありません。お茶などであっても管理されていない場合は遊休農地か耕作放棄地となります。庭なのか畑なのかの判断は転圧してあったり砂利が入っている場合等は庭となり転用が必要となります。それ以外の場合は、遊休農地か耕作放棄地になります。判断に迷う場合は写真を撮って事務局に相談してください。一緒に検討します。
15番	アクタバに保存する際に非常に時間がかかった。来年度はそんなことのないように今から検討をしてほしい。

事務局	アクタバの担当者には来年度の契約に向けて改善を依頼していますが、具体的な解決策は示されていません。全国的には4～5台を同時接続して使用している市町村が多く、下呂市のように26台を使用するということはアクタバでも想定していなかったそうです。来年度に向けて改善を依頼しています。
4番	アクタバを年中使えるようにしてほしい。リアルタイムで更新できて良い。
事務局	アクタバを8月から契約して10月頃の配布を検討します。どこが違反転用か確認したい場合は、e-maff現地確認アプリで農地台帳と農地台帳の地図が確認できます。その地図に載っているということは農地として登録されています。
21番	過去に資材置場として許可した案件で、資材置場のハウスを建てている。その結果、日当たりが悪くなっているが、何か申請してもらう必要があるか
事務局	駐車場と資材置場については、農地転用の申請があつて地目変更登記をした時点で農地法の範疇から外れるのが基本ですが、今年度から農地法の許可を得てから3年間、6か月毎に写真付きで状況報告をすることが許可条件になっています。報告があつた時点で申請時と違うかどうか把握できるようになります。農地法の範疇から外れている場合でも周辺農地に被害があり、双方の話し合いで解決しないようでしたら、農業委員会でも何らかの対応が必要になるかもしれません。
会 長	以上をもちまして、第1回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番